

第20回役員選挙について

下記のように役員選挙を実施いたします。まず、代議員選挙のご案内を、選挙人登録いただいた方の登録メールアドレスに、5月下旬に事務局から直接案内します。選挙人登録済の方で選挙の案内が6月2日までに未着の場合は事務局までお知らせ下さい。また、理事長候補者・理事候補者推薦選挙を、代議員就任の確定後8月上旬に実施いたします。なお、代議員の定数は、定款により普通会員数を基に定められ、理事の定数は、役員選出の規定により普通会員の登録者数に基づき委員会で決めました（ドント方式）。

**日本公衆衛生学会
第20回選挙管理委員会**

代議員選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第72巻第1号68ページ）にもとづき、次のとおり代議員の選挙を行います。

1. 選挙人および被選挙人
 選挙人および被選挙人は、2025年3月末日時点の会員で、2024/25年度会費を納入し、かつ2025年5月1日までに選挙人登録をした、普通会員です。
2. 選挙の実施および方法
 - (1) 代議員の選挙は地域別、職能別に区分して同時に行います。
 - (2) 地域別は表1の都道府県の区分により、それぞれ登録した都道府県単位に選出します。
 - (3) 職能別は登録された職能にもとづき、表2の職能別および職能群別区分（A～F）に集約し、各区分で選出します。
 - (4) オンライン投票開始2025年6月6日（金）0時
 - (5) 投票締切2025年6月20日（金）12時
 - (6) 開票2025年6月24日（火）
 - (7) 開票場所 東京都新宿区新宿1-29-8
日本公衆衛生学会選挙管理委員会
 - (8) 投票
 - (イ) 投票は、ホームページの会員専用ページにログインし選挙サイトから行います。
 - (ロ) 投票は、1人につき地域別1人、職能別1人の被選挙人氏名を選択します。ご登録の地域・職能以外は、投票することはできません。
 - (9) 地域別代議員数と職能別および職能群別代議員数は表1と表2のとおりです。

表1 地域別代議員数

県別	立候補者数	登録者数	普通会員数*	代議員数
北海道	20	86	307	5
青森県	6	41	125	3
岩手県	4	13	83	3
宮城県	8	28	171	4
秋田県	2	10	59	2
山形県	5	9	52	2
福島県	12	43	157	3
茨城県	17	84	298	5
栃木県	14	30	145	3
群馬県	6	37	142	3
埼玉県	21	96	429	7
千葉県	11	46	317	5
東京都	160	576	2,138	28
神奈川県	23	85	510	8
新潟県	8	24	131	3
富山県	4	13	68	2
石川県	2	24	91	3
福井県	1	8	41	2
山梨県	5	16	72	2
長野県	3	16	100	3
岐阜県	2	14	91	3
静岡県	8	26	154	3
愛知県	22	81	444	7
三重県	5	8	93	3
滋賀県	7	18	94	3
京都府	15	54	276	5
大阪府	67	148	681	10
兵庫県	13	48	302	5
奈良県	10	28	87	3
和歌山県	0	6	70	2
鳥取県	2	10	34	1
島根県	4	23	72	2
岡山県	9	24	157	3
広島県	3	20	144	3
山口県	2	9	55	2
徳島県	3	14	38	1
香川県	3	14	44	2
愛媛県	12	27	77	2
高知県	4	15	68	2
福岡県	19	73	345	6
佐賀県	1	7	40	1
長崎県	8	35	85	3
熊本県	3	8	72	2
大分県	2	10	49	2
宮崎県	0	2	36	1
鹿児島県	1	12	75	2
沖縄県	2	14	54	2
合計	559	2,033	9,173	177

* 2025年5月2日時点での普通会員数

表2 職能別および職能群別代議員数、理事数

区分	職能別（登録者数）	立候補者数	登録者数	普通会員数	代議員数	理事数
A	1 医師	91	425	1,691	23	2
	—Ⅰ 行政系（294）					
	—Ⅲ 医療系（99）					
	—Ⅳ その他（32）					
B	—Ⅱ 教育・研究系（379）	171	379	931	13	2
C	2 歯科医師（90）	26	146	636	9	1
	4 獣医師（7）					
	8 歯科衛生士・歯科技工士（7）					
	9 診療放射線技師・診療エックス線技師・臨床検査技師・衛生検査技師（16）					
	12 養護教諭・学校保健および体育系（26）					
D	3 薬剤師（44）	59	256	1,288	18	1
	10 管理栄養士・栄養士（118）					
	11 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士（58）					
	16 生物・物理・化学・工学・環境系（36）					
E	5 保健師（316）	75	383	2,846	37	2
	6 助産師（12）					
	7 看護師・准看護師（55）					
F	13 健康教育系（58）	137	444	1,781	24	3
	14 社会科学系（121）					
	15 衛生統計系（疫学も含む）（157）					
	17 その他（上記に属さない教育・研究者等）（108）					
	合計	559	2,033	9,173	124	11

3. 当選人の決定

- (1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (2) 地域別および職能別とも同じ投票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。
- (3) 同一人が地域別および職能別の両方に当選した場合には得票数の多い方に決定します。
- (4) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事長候補者推薦選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第72巻第1号68ページ）にもとづき、次のとおり理事長候補者の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

代議員に選出された地域別、職能別の代議員名簿のすべての者を選挙人および被選挙人とします。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 代議員の互選により選出します。

役員選出に関する規定第17条第2項により、立候補、または候補者推薦を妨げません（立候補者名、推薦者名については、届出等の必要はありません）。なお、立候補者の所信表明および候補者推薦を選挙サイトに掲載することができます。

(2) オンライン投票開始2025年8月8日(金) 0時

(3) 投票締切2025年8月22日(金) 12時

(4) 開票2025年8月28日(木)

(5) 開票場所 東京都新宿区新宿 1-29-8
日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(6) 投票

(イ) 投票は、ホームページの会員専用ページにログインし選挙サイトから行います。

(ロ) 投票は、1人の被選挙人氏名を選択してください。

3. 当選人の決定

(1) 有効投票の最多数を得た者を当選人とします。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければなりません。

(2) 得票数が同じであるときは委員長が抽選で決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事候補者推薦選挙告示

役員選出に関する規定(日本公衆衛生雑誌第72巻第1号68ページ)にもとづき、次のとおり理事候補者の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

代議員に選出された代議員名簿の者を選挙人および被選挙人とします。

(1) 地域別理事候補者については地域別に選出された代議員名簿によります。

(2) 職能別理事候補者については職能別に選出された代議員名簿によります。

2. 選挙の実施および方法

(1) 理事候補者の選出は地域別および職能別によって行います。なお、立候補者は選挙サイトにて所信表明を掲載することができます。

(2) 地域別は表3の7ブロックの区分より、そのブロックに属する地域から選出された代議員の互選により選出します。

表3 地域別理事数

ブロック区分	都道府県名	登録者数	普通会員数	代議員数	理事数
東 北 北海道	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	230	954	22	1
東 京	東京	576	2,138	28	3
関 東 甲信越	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野	434	2,144	39	3
東 海 北 陸	富山, 石川, 福井, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重	174	982	23	1
近 畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	302	1,510	28	2
中 国 四 国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知	156	689	18	1
九 州	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄	161	756	19	1
	合 計	2,033	9,173	177	12

(3) 職能別は表2の職能別および職能群別の区分により、その区分から選出された代議員の互選により選出します。

(4) オンライン投票開始2025年8月8日(金) 0時

(5) 投票締切2025年8月22日(金) 12時

(6) 開票2025年8月28日(木)

(7) 開票場所 東京都新宿区新宿 1-29-8
日本公衆衛生学会選挙管理委員会

3. 当選人の決定

(1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者より順次当選人とします。

(2) 同じ得票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。